# 松江市秋鹿公民館 施設・設備使用規程

(趣旨)

第1条 松江市秋鹿公民館(以下公民館という)の施設・設備の使用については、松江 市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例(平成18年6月30日、松江市条例第39号、以下「条例」という)に定めるもののほか、この規程に定 めるところによる。

## (使用許可申請)

第2条 公民館を使用しようとする者は、原則として使用申請書を使用する当日までに、所定の事項を記入して提出するものとする。

やむを得ない事情により、提出が遅延する場合は、その旨を口頭等により連絡する。

2 使用許可後に使用を中止する者は、速やかにその旨を申し出るものとする。

### (使用許可)

第3条 前条の書類が提出されたとき、使用許可書をもって使用許可の旨を通知するものとする。

# (開館・閉館)

第4条 公民館の開館および閉館時刻は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて これを変更することができる。

開館時刻 午前 9時 閉館時刻 午後10時

## (休館)

第5条 公民館の休館は次のとおりとする。ただし、必要があるときは、これを変更 し、または、臨時に設けることができる。

休館日 土曜日、日曜日、祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 及び12月29日から翌年1月3日までの日

#### (使用方法)

- 第6条 公民館を使用するとき、代表者は使用に関し、必要な指示を受けなければな らない。
  - 2 職員の勤務時間外に公民館を使用するときは、所定の手続きを経て入館し、使用後は施錠をした上で鍵を返却するものとする。会場の準備・設営は、使用者が行うものとする。

#### (使用後の清掃・整頓)

第7条 施設、設備、備品(茶器、湯沸かし器、扇風機、ストーブその他の器具を含む) の使用後は、時間内に清掃して所定の位置に整頓、返納するものとする。

### (火災および盗難予防)

第8条 使用責任者は、施設・設備・備品の使用を終了したときは、火気および戸締りに注意し異常の有無を確かめ、火災・盗難の予防に万全を期さなければならない。

(施設・設備・備品の取扱い)

第9条 施設・設備・備品を使用するにあたっては、その取扱いに十分注意し、棄損 しないように努めなければならない。万一あやまって破損または損傷したときは、 館長に届け出て、必要な指示を受けるものとする。

(使用後の手続)

第10条 使用を終了したとき、使用責任者は、公民館使用簿に所定事項を記入するものとする。

(使用料・光熱費その他実費)

- 第11条 公民館の使用料は無料とする。ただし、光熱水費その他実費については、公 民館で定められた額を使用者の負担とする。
  - 2 光熱水費その他実費は、使用後3日以内に公民館に納付するものとする。

附則 この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。 この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

# 松江市秋鹿公民館使用について(詳細)

松江市秋鹿公民館

- ①開・閉館について
  - (1)開館時刻・・・午前 9時
  - (2)閉館時刻・・・午後10時
  - (3)休館日(事務室閉所日)・・・土・日曜日, 祝日, 年末年始(12/29~1/3)
  - (4)玄関のカギ・・・鍵管理員からボックスの鍵を借用してください (詳細は玄関に表示)
- ②予約について

電話または来館の上ご予約ください

- ③使用許可申請について
  - (1) 秋鹿地区内の団体・個人等の場合・・・不要
- (2)秋鹿地区外の団体・個人等の場合・・・所定の様式を使用日までに提出 ④使用実費について
  - (1)各部屋の使用実費
    - 〈1〉秋鹿地区内の団体・個人等の場合・・・無料
    - 〈2〉秋鹿地区外の団体・個人等の場合・・・以下の表のとおり

部屋	午前	午後	夜間
	(9時~12時)	(13時~17時)	(18時~22時)
集会室	1,000円	1,000円	1,000円
図書室	1,000円	1,000円	1,000円
教養室	1,000円	1,000円	1,000円
調理室	1,000円	1,000円	1,000円

## (2) 冷暖房について ※コインタイマー式

部屋	1時間当たり	コインタイマー数
集会室	200円	2台
	100円	ガス暖房2台
図書室	100円	1台
教養室	100円	2台
調理室	100円	1台

## (3)コピー機等の使用について

### 〈1〉コピー代

モノクロ	1枚10円
カラー	1枚40円
写真L版	1枚40円
写真A4	1枚50円

〈2〉ラミネート 1枚50円

<3>FAX送信 1枚10円

- ⑤支払いについて
  - (1)公民館事務室が開いている時間帯に来館
  - (2)振り込み(別途相談)
- ⑥使用後について
  - (1)ごみは持ち帰り
  - (2)部屋の整理整頓・清掃等
  - (3)消灯・冷暖房OFF・戸締り・ガスの元栓の確認
  - (4)公民館使用簿(受付に設置)に記入
  - (5)玄関のカギを閉めてカギをボックスへ返却
- ⑦使用の許可・不許可

公民館の使用については、「社会教育法第23条」に基づき、次に掲げる特定の行為を禁止しています

- (1)営利目的(もっぱら営利を目的として事業を行うこと)
- (2)政治活動(特定政党の利害に関する事業を行うこと)
- (3)宗教活動(特定の宗教を支持し、反対すること)
- (4) 反社会的勢力による活動 (暴力や威力、不当な要求行為等を行うこと)

松江市秋鹿公民館

住 所: 〒690-0262

島根県松江市岡本町70番地

電 話:0852-88-2001 FAX:0852-88-3207